

全日本吹奏楽コンクール山口県大会実施規定

山口県吹奏楽連盟

第1条（実施の時期）

全日本吹奏楽コンクール山口県大会は、山口県総合芸術祭文化プログラムの一環として、山口県吹奏楽連盟に加盟する会員が参加して毎年7月若しくは8月に実施する。

第2条（実施期日及び会場等の決定）

常任理事会は、その年度の実施期日及び会場等必要事項を前年度2月までに決定し、総会で会員に発表する。

第3条（実施部門及び参加人員）

各部門と参加人数は次の通りとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。

1 A部門

①中学生の部	50名以内
②高等学校の部	55名以内
③大学の部	55名以内
④職場・一般の部	65名以内

2 B部門

①中学生の部	制限なし
②高等学校の部	制限なし
③大学の部	制限なし
④職場・一般の部	制限なし

3 C部門

①中学生の部	25名以内
②高等学校の部	25名以内
③大学の部	25名以内
④職場・一般の部	25名以内

4 小編成部門

①中学生の部	25名以内
②高等学校の部	25名以内

5 小学生の部

65名以内

第4条（資格、課題曲・自由曲及び演奏時間）

- 1 A部門については、全日本吹奏楽コンクール実施規定に従うものとする。
- 2 B部門については、7分以内で自由曲のみを演奏する。
- 3 C部門については、5分以内で自由曲のみを演奏するものとし、他の部門と重複して参加することはできない。
- 4 小編成部門については、全日本吹奏楽コンクール中国大会小編成の部実施規定に従うものとする。
- 5 小学生の部については、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定に従うものとする。

- 6 全ての部門及び小学生の部において、一つの団体（学校）から複数のチームが同一の部門に参加することはできない。

第5条（資格の疑義）

出場団体の資格に疑義が生じた時は、理事長は該当団体の参加を認めないことができる。

第6条（表彰）

- 1 A部門、小編成部門及び小学生の部ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 2 B部門及びC部門ごとに、優秀賞、優良賞のいずれかを贈る。
- 3 中学生A部門、高等学校A部門、大学の部と職場・一般の部の最優秀団体にはコンクール大賞を贈る。
- 4 小学生の部、中学生小編成部門、高等学校小編成部門の最優秀団体にはコンクール特賞を贈る。
- 5 第3条及び第4条に違反した団体は失格とし、奨励賞を贈る。

第7条（県代表）

- 1 A部門において、全日本吹奏楽コンクール中国大会への県代表は、その実施規定に従い各部の出場団体の中から得点の高い順に理事長が推薦する。
- 2 小編成部門において、全日本吹奏楽コンクール小編成の部への県代表は、その実施規定に従い各部の出場団体の中から得点の高い順に理事長が推薦する。
- 3 小学生の部において、全日本小学生バンドフェスティバル中国大会（ステージパフォーマンス部門）への県代表は、その実施規定に従い出場団体の中から得点の高い順に理事長が推薦する。
- 4 B部門及びC部門については、上部大会が実施されていないため、県代表として理事長が推薦することはない。
- 5 毎年5月末日までに加盟し会費を納入しない会員については、県代表として理事長が推薦することはできない。

第8条（県代表への推薦団体数）

- 1 A部門において、全日本吹奏楽コンクール中国大会へ推薦する団体数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。
- 2 小編成部門において、全日本吹奏楽コンクール中国大会小編成の部へ推薦する団体数は、次の通りとする。
 - （1） 中学生の部 2団体以内
 - （2） 高等学校の部 2団体以内
- 3 小学生の部において、全日本小学生バンドフェスティバル中国大会（ステージパフォーマンス部門）へ推薦する団体数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。

第9条（審査員）

- 1 審査員は7名とし、理事長が委嘱する。
- 2 審査員の構成及び人選等については、別に内規で定める。
- 3 審査員について、単独あるいは限られた団体による講習会及び研究会等の講師として招聘することを、当該年度の総会からコンクール終了時まで禁止する。

第 10 条（審査方法）

審査方法は、全日本吹奏楽コンクール山口県大会審査内規による。

第 11 条（共催、後援及び協賛）

- 1 全日本吹奏楽コンクール山口県大会実施に際し、理事長が必要と認めた場合に、共催、後援及び協賛団体をもつことができる。
- 2 賞状、賞品の贈与を受けることができる。

第 12 条（実行委員会）

全日本吹奏楽コンクール山口県大会を実施するため、山口県吹奏楽連盟は実行委員会を組織する。

第 13 条（細目）

開催上の細目については、実行委員会が定める。

第 14 条（規定の改定）

この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は平成 17 年 4 月 22 日より効力を発する。
 この規定は平成 30 年 6 月 1 日より効力を発する。（一部改定）
 この規定は令和 3 年 2 月 19 日より効力を発する。（一部改定）
 この規定は令和 5 年 4 月 21 日より効力を発する。（一部改定）
 この規定は令和 6 年 5 月 31 日より効力を発する。（一部改定）